

佐野市監査委員告示第8号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年11月11日

佐野市監査委員 高橋孝之

佐野市監査委員 井川克彦

第1 監査箇所

教育部（田沼小学校、吉水小学校、城東中学校、旗川地区公民館）

第2 監査期間

令和7年9月25日から同年11月11日まで

第3 監査の結果

1 田沼小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

2 吉水小学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

3 城東中学校

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。

4 旗川地区公民館

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、施設の維持管理及び消火器等防火設備の状況は適切である。